

第7章 計画の推進管理

1 計画の推進体制

本計画の推進については、福祉、保健の分野はもとより、医療、保育、教育、雇用、生活環境、情報通信、防災など全庁的な取組が必要とされることから、庁内においては「北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会」を活用するとともに、地域の様々な関係者で構成する「北見市障がい者支援ネットワーク」をはじめ、関係機関や団体等と連携を図りながら各種施策を推進することとします。

2 計画の進行管理

計画に定めている事項について、定期的の実績を把握するとともに、関係する施策の動向を踏まえながら、計画の中間評価として分析、評価を行い、内容について大きな変更等が生じる場合においては、必要に応じて計画の変更などの措置を行うこととします。

また、進捗管理や評価などについては「北見市障がい者支援ネットワーク」での協議などにより行うこととします。